

令和8年度 商店街賑わいづくり創出事業補助金 募集要項

商店街の賑わい創出のため、糸魚川市デジタル地域通貨「翠パイ」を活用した事業に対し、補助します。

1 補助対象者

商店街振興組合、小売業、サービス業を営む地域性のある中小企業者の団体 など

2 補助額・対象経費

事業内容	補助対象経費	補助率・補助額
通行量、売上増加等、持続的な効果のある翠パイを活用した事業	謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、調査分析費、広報費、借料・損料、備品費 ^(注1) 、消耗品費、外注費、委託費、雑役務費 ^(注2) 、原稿料、印刷製本費、翠パイポイント原資金、翠パイ取扱手数料	2分の1以内・上限40万円(複数の商店街等で取り組む場合には、3分の2以内・上限120万円)
誘客及び販売促進に取り組む翠パイを活用したイベント事業	共同装飾費、広告宣伝費、警備会社に支払う警備費、翠パイポイント原資金、翠パイポイント取扱手数料、その他イベント等の実施に伴う経費で市長が必要と認める経費	

注1 備品費は原則、レンタル、リースにより対応すること。なお、備品とは、当該事業で使用されることが確認できるものであり、その性質及び形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるものであること。ただし、事業計画上1年以上継続して使用するものであり、使用目的が限定されている場合は購入も対象とすることができる。

注2 雑役務費は当該事業を行うために必要な臨時のアルバイト代が対象である。

3 申込方法

交付申請書と添付書類を申込期間内にメール、郵送又は窓口で提出してください。

(事業内容について電話連絡で確認する場合がありますので、申請書に昼間でも連絡が取れる電話番号を記入してください。)

4 申込期間

令和8年4月1日(水曜日)から令和8年5月15日(金曜日)まで

(裏面に続く)

5 スケジュール

4月1日(水)～5月15日(金) 申込受付
5月18日(月)～5月25日(月) 外部審査員による審査
6月1日(月)頃 交付決定

6 その他

- ・ 申込期間終了後、外部審査員による審査ののち、交付額を決定します。
- ・ 交付額は、市の予算の範囲内で配分します。
- ・ 対象事業が、前年度実施した事業と同じ内容の場合は、審査により交付額が減額となる可能性があります。
- ・ 交付決定前に着手した事業は、補助対象にはなりません。

7 申込・問合せ先

〒941-8501 糸魚川市一の宮1丁目2番5号
糸魚川市 産業労働課 産業政策係
TEL 025-552-1511 FAX 025-552-7372
E-Mail sangyo@city.itoigawa.lg.jp